

デザイン工芸美術専攻学生に対する奨学生に対する規程(美術奨学生規程)

第1章 総則

(根拠)

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学生の給付

(奨学生の資格)

第2条 本財団から奨学生の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、日本国籍を有し、日本国内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学・大学院において、デザイン・工芸美術を専攻する学生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) デザイン・工芸美術の分野で優れた感性と知識がある者
- (2) 優れた作品を通じて、社会の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者
- (3) デザイナー・芸術家として独立し、東京都にてデザイナーまたは芸術家として活動を志している者
- (4) 専攻分野における博士課程大学院がある大学に在籍する者
- (5) 応募した年の4月1日時点で29歳以下の者

(奨学生の給付期間及び金額)

第3条 奨学生の給付期間は、理事会が決定する。

- 2 奨学生の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。
- 3 奨学生は、第9条第2号、第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生志望者は、別途定める美術奨学生応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。

(奨学生選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、奨学生となる資格を付与する者（以下「合格者」という。）を選考する。

- 2 選考分科会は、奨学生志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学生とすることはできない。

4 本財団は本条第2項面接選考の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(決定通知)

第6条 理事長は、奨学生給付通知書授与式(以下「授与式」という。)において、合格者に対し、同通知書を授与する。授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、奨学生たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく授与式に欠席した場合、奨学生となる資格を失う。

4 本財団は授与式の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学生の給付)

第7条 奨学生の給付は毎月、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学生の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が休学したときは、原則として、当該期間中、奨学生の給付を停止する。復学のうえ、給付再開を希望する奨学生は、奨学生給付再開依頼書の届出を本財団宛に行い、かかる給付再開について理事会承認を得られた場合、理事会承認月以降に奨学生給付を再開することができる。

(奨学生の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学生の給付を打ち切ることができる。

(1) 大学生又は大学院生たる地位を喪失したとき

(2) 学生としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でないとき

(3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があつたことが判明したとき

(4) 奨学生としての義務を怠ったとき

(5) 奨学生の給付を受けることを辞退したとき

(6) その他奨学生の支給を要しない理由が生じたとき

(7) 奨学生の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明し

たとき

(奨学生の義務)

第 10 条 奨学生は在学中デザイン・工芸美術を学び、優れた考え方の涵養に務めなければならぬ。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

- (1) 大学生又は大学院生たる地位を喪失したとき
- (2) 大学又は大学院を休学するとき
- (3) 大学又は大学院から停学ほか、懲戒処分又は注意処分を受けたとき
- (4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき
- (5) 在籍する大学又は大学院に異動があるとき（留学等を含む）
- (6) 奨学金の支給を要しない理由が生じたとき
- (7) その他本財団が奨学生に事前に指定した事由が発生したとき

3 奨学生は、本財団が主催する懇親会等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに出席しなければならない。

第 3 章 補則

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、2019年2月1日から施行する。
- 2 本規程の一部を改定し、2019年10月10日から施行する。
- 3 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。
- 4 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。
- 5 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。
- 6 本規程の一部を改定し、2021年3月10日から施行する。
- 7 本規程の一部を改定し、2022年2月14日から施行する。